

CTBT の規範性

1. はじめに -CTBT の現状-

(1) 未批准発効要件国

- ・米、中、印*、パキスタン*、イラン、イスラエル、エジプト、北朝鮮*（*は未署名）
- ・条約発効に向けた取り組み
発効促進会議・フレンズ外相会合・賢人グループの設置

(2) 検証制度の整備進展

- ・国際監視観測施設(IMS)網は条約に規定された 337 カ所のうち 90%以上を整備

2. CTBT の規範性

(1) 国際政治における規範

- ・「国家の適切な行動の基準を設定」する

(2) 「核（爆発）実験を禁止する」規範

(3) 各国は核実験を実施せず、検証制度の整備を進めてきた

- ・1996 年以降の核実験数減少
- ・IMS 網を始めとする検証制度の整備

3. 核実験禁止規範

(1) CTBT 第一条 基本的義務

(2) 他の兵器使用禁止規範との対比

- ・人道レジームと核不拡散レジームとしての役割

(3) 形成過程（規範ライフサイクル論）

- ・規範の誕生

第五福竜丸事件、ネルー印首相による核実験停止合意提唱（1954 年）

- ・規範の伝播・受容拡大

部分的核実験禁止条約成立（1963 年）、地下核実験制限条約・平和目的核爆発条約署名、

仏の大気圏内核実験停止（1974 年）、NPT 再検討会議（1985 年）

- ・規範カスケード

PTBT 修正会議（1991 年）、米英ロの一方的核実験モラトリアム（1991、1992 年）、

CTBT 交渉（1994~1996 年）

- ・核兵器の役割の変化：「核のタブー」、「核兵器不使用の伝統」
- ・制度化と CTBT の普遍化
- ・インド及びパキスタンによる核実験（1998 年）

（4）国家の行動の変化

- ・核実験実施（規範の逸脱）の政治コスト増加（規制的効果）
 - 核実験のインセンティブ減
 - 1995、1996 年の仏中の駆け込み核実験
 - 核実験の技術的インセンティブ：1996 年に核実験が停止された技術的背景
- ・各国による CTBT 検証制度整備の取り組み促進（構成的効果）
 - CTBTO を通じた検証制度の暫定運用
- ・核実験停止の人道的意義と安全保障的意義

4. CTBT の規範性の課題と限界

（1）安全保障上の利益との対立

- ・北朝鮮による 4 度の核実験
 - 逸脱行為への対応
- ・米国を始めとする発効要件国の未批准状況

（2）未発効のため、実効的な検証制度が未完成

- ・暫定運用されている IMS に対し、現地査察(OSI)の運用は条約発効が前提